

東京都の入札契約制度改革の 取り組みについて

東京都財務局経理部 契約調整技術担当課長 かねこ 金子 ようこ 陽子

1. はじめに

東京都では、平成21年10月に「公共工事に関する入札契約制度改革の実施方針」（図-1 参照。以下「実施方針」という）を策定し、入札契約制度改革に取り組んできた。

この場をお借りして、平成22年度以降の主な取り組みを中心に東京都の入札契約制度について紹介させていただく。

2. 総合評価方式の取り組みについて

(1) 総合評価方式の種類

東京都では、従来行ってきた3種類の総合評価方式に加え、平成22年度に新たに1種類を加え、4種類の方式による総合評価を行っている。各方式の適用価格帯等の位置付けについては、図-2のとおりである。

① 技術提案型総合評価方式

本方式は、価格に加え、性能や技術等に関する提案（以下「技術提案」という）により工事価格の差異に比して性能等に相当程度の差異が生ずる

と認められる工事など、技術的工夫の余地が大きい工事を対象として、民間の技術の積極的な活用を目的に、VEの考え方によって技術提案を評価する方式である。

本方式は平成13年度から実施しており、22年度末までに24件実施している。

② 技術力評価型総合評価方式（試行）

本方式は、技術的課題のある中規模以上の工事を対象に、適切な品質確保のため、価格のほか、過去の工事成績や施工実績に加えて、当該工事の施工計画に関する所見を評価対象とするとともに、併せて企業の信頼性・社会性等も評価することにより、企業の技術力を多面的に評価する方式である。

平成19年7月から試行を開始し、22年度末までに108件実施している。

③ 技術実績評価型総合評価方式（試行）

本方式は、平成23年1月から試行を始めた最も新しい総合評価方式である。

適用価格帯は②とほぼ同等であるが、定型的・類型的な工事を対象としている。過去の工事成績や実績等については②と同様に評価する一方、施工計画に関わる所見等は評価対象となっていない。

平成21年10月 東京都財務局

◆ 東京都の制度改革に向けた実施方針

実施方針	実施予定
<p>総合評価方式については、局別の実施目標を設定し適用工事の拡大を図る</p> <p>対象とする工事は年間発注件数が多い業種および引継ぎ案件件数の一定割合を超える業種とする</p> <p>技術力評価型と施工能力評価型が重複する価格帯では、技術力評価型を活用していく</p> <p>技術力評価型の適用拡大に当たり、工物品質確保や事務負担軽減などの観点から、評価項目の有意性について検証を進め、工事の規模や種類に応じて見直しを進める</p>	<p>22年4月 22年度中</p>
<p>一般競争入札は、透明性向上のため適用範囲を拡大する</p> <p>対象は、品質確保のため、工事成績不良が少ない大規模JV工事と技術力を確認する総合評価方式適用工事とする</p> <p>過剰受注による工物品質の低下を抑制するため、受注状況等による参加資格要件を付し、制限付一般競争入札として実施する</p> <p>当分の間、予定価格5億円以上の大規模JV工事と財務局が契約する総合評価方式適用工事を対象に試行実施し順次拡大する</p>	<p>22年4月</p>
<p>一定水準を下回る低価格入札には、特別重点調査を導入し、過度の低価格入札を抑制する</p> <p>資材単価や労務単価は実績による検証を行うなど、受注者の説明責任を明確化する。併せて、継続的な企業活動に必要となる間接経費が一般管理費として適正に計上されているかを確認するなど、調査内容を強化する</p> <p>低入札価格調査の対象となった工事については、調査時に確認した内容と異なる施工があった場合、工事成績評価をマイナスするなど成績への反映を厳格化する</p>	<p>21年10月 22年度中</p>
<p>最低制限価格等の設定範囲は、事業者の適正な積算による入札を促すため、試行として上限を撤廃する</p> <p>算定式は、国の最新のコスト調査に基づき再改正された公算モデルを採用し、市場実態に即した水準に改善する</p>	<p>22年1月</p>
<p>予定価格の事前公表は、入札契約手続きの透明性を確保するため継続する</p> <p>低価格競争等の課題は、総合評価方式の適用拡大や低入札価格調査制度の強化などにより、価格だけでなく事業者の技術力が適切に評価される競争環境を整備していく</p>	<p>継続</p>
<p>工事成績評価制度の信頼性の一層の向上</p>	<p>22年4月</p>
<p>設計業務委託に関する入札契約手続きの改善</p>	<p>22年1月 22年度中 22年度以降</p>
<p>不服等の申立制度の仕組みや手続き、各種相談の担当窓口の一覧、設計変更ガイドラインなどを電子調達システムに常時提示し、事業者への周知徹底を図る</p> <p>公共契約に詳しい弁護士などの専門家を財務局に配置し、各局からの法律的な相談に応じ、契約トラブルに関する迅速かつ的確な処理を行う</p>	<p>22年4月</p>
<p>業界団体との意見交換の場の設置</p>	<p>22年4月 以降</p>
<p>政策目的実現への寄与</p>	<p>22年度中</p>

入札契約制度改革研究会を設置
(平成20年6月30日)

当面の改善策の実施
(平成20年9月)

- 業者指名方法の改善 (指名拡大で競争性向上)
- 総合評価方式の試行拡大 (工物品質確保)
- 工事予定価格の改正サイクルの短縮(不調対策)
- 複数年度契約等による工事集中の解消

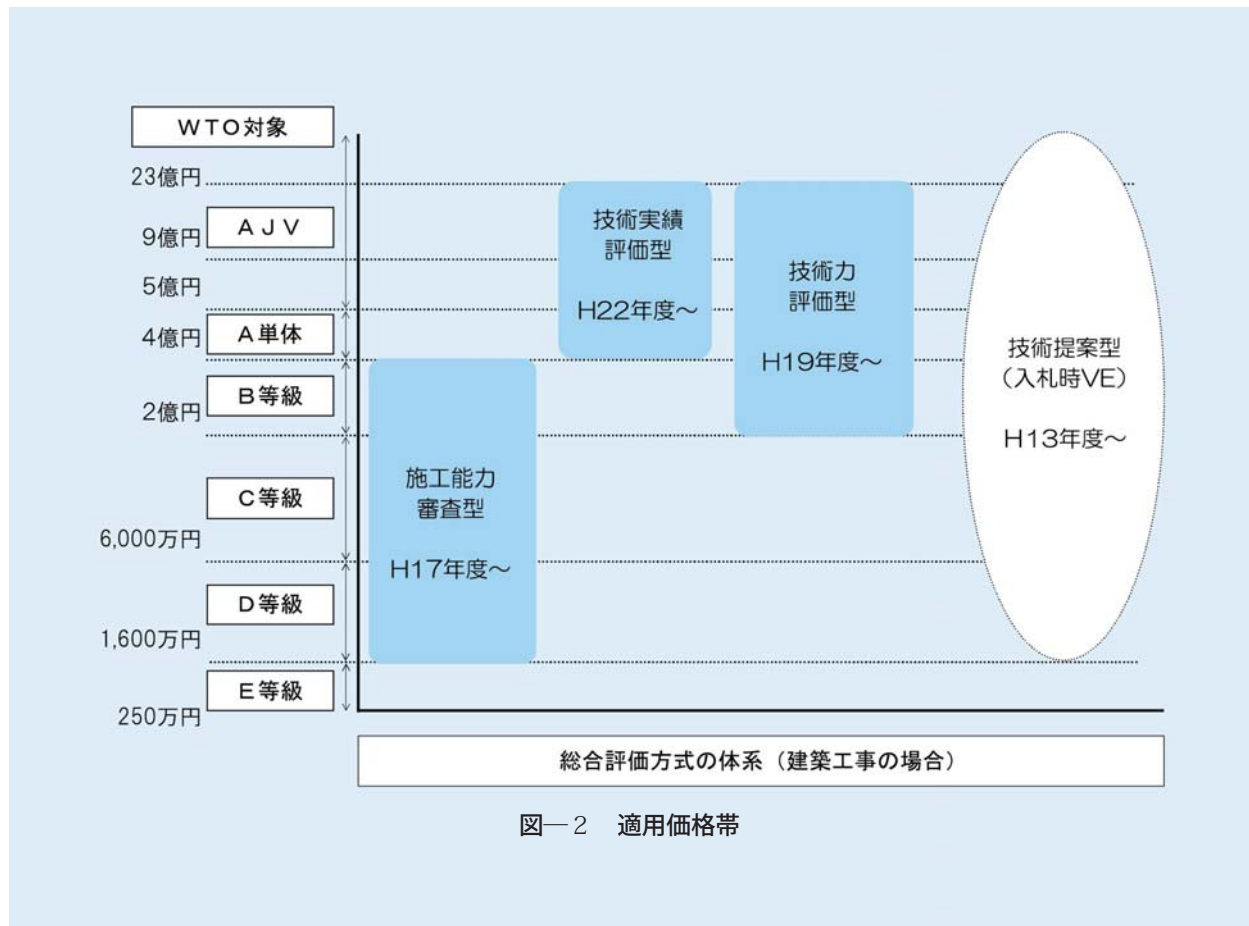
入札契約制度改革研究会報告書
～東京都への10の提言～
(平成21年10月)

- 発注者の技術力向上への取り組み
 - ・工物品質の確保のため、将来的には技術力を証明する内部資格制度を視野に入れつつ、現在取り組んでいる「建設技術マスタ制度」などを参考に技術力の維持向上の取り組みを検討していく
 - ・増加する総合評価方式適用工事などを的確に処理するため、技術職員の能力向上、外部人材の活用も含めて組織体制の整備を検討していく

◆ 中長期的に取り組んでいく課題

- コンプライアンス・スキルを備えた人材の確保、養成
 - ・形式的な法令順守にとどまらず、制度設計からその運用、不服申立ての対応に至るまでの入札契約制度のすべての過程を適正に規律するため、法曹資格を持つ内部・外部の人材を契約部門での活用や専門窓口の設置を検討していく
- 予定価格の上限拘束性に関する問題
 - ・予定価格の上限拘束性による総合評価方式の技術提案内容の制限、入札不副に伴う行政コストの増加などに対応するため、一定の条件のもとで地方公共団体の判断によって拘束性を緩和する例外措置が可能となるよう、国への法令改正の要望に向けて取り組んでいく

図-1 入札契約制度改革について (概要)



図一 適用価格帯

④ 施工能力審査型総合評価方式 (試行)

本方式は、中小規模の工事を対象として、安定的な品質確保および不良不適格企業の排除を目的に、価格に加え、「過去の工事成績」「配置予定技術者の保有資格」および「配置予定技術者の実績」の三つの客観的な項目によって簡易に企業の施工能力を評価する方式である。平成17年度から試行を開始し、22年度末までに1,490件実施している。

22年度には、工事成績をよりの確に総合評価の評価点に反映できるよう、改善を図っている。

(2) 平成23年度における改正

本年4月には、総合評価方式全般にわたり次の改正を行い、6月以降の公表案件から適用を開始している。

① 政策指標の導入 ((1)②, ③)

企業の先駆的な取り組みを評価する「環境」

「雇用・就業」「仕事と家庭の両立支援」の三つの指標を導入した。具体的な評価項目としては、「東京都緑の大賞」の受賞実績、障害者雇用の実績、「東京ワークライフバランス認定企業」の受賞実績である。

② 工事成績評価点等の実績対象期間を延長 ((1)②～④)

工事成績評定による評価点等については過去3年間の評定を対象としてきたが、対象期間を延長し、過去5年間の評定を対象とすることとした。

③ 災害協定をすべての業種で評価 ((1)②, ③)

技術点評価項目のうち「災害協定の締結実績」については、各局が選択する項目となっており、これまでは土木業種のみが対象となっていたが、他の業種でも災害協定の締結事例が増えていることから、いずれの業種（建築、設備）においても評価項目として選択できることとした。

(3) 総合評価方式の今後の展開

都では、総合評価方式について、実施方針にもあるとおり、平成24年度末に全競争入札案件の2割への適用を目標として取り組んでいるところである。

今後も、目標達成に向けて鋭意取り組んでいく。

3. 低価格入札の抑制について

東京都では、土木4億円以上、建築5億円、設備1.2億円以上の工事については低入札価格調査制度を適用し、その他の競争入札案件では最低制限価格制度を適用してきた。

最低制限価格および調査基準価格については、中央公契連モデルの見直し等も踏まえ、市場実態に即した水準に改善している。本年4月には中央公契連モデルが改正されたこと等を踏まえ、最低制限価格および調査基準価格の算定式の見直しを行い、6月以降の公表案件から適用を開始した。

最低制限価格等の算定方法

(平成23年6月1日～)

○設定方法

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 105 / 100$

○設定範囲

予定価格の7/10以上とし上限は撤廃

平成21年10月からは低入札価格調査制度においてさらに特別重点調査を導入し、一層の工物品質の確保を図っている。

特別重点調査の基準

入札価格の積算内訳を構成する各項目のいずれかが、予定価格の内訳に所定の割合を乗じた価格(①～④)を下回ったものを対象と

している。

- ① 直接工事費×75%
- ② 共通仮設費×70%
- ③ 現場管理費×70%
- ④ 一般管理費等×30%

また、特別重点調査対象者の積算内訳書の一般管理費等が入札価格の5%を下回る場合であって、過去3年間における売上高に占める販売費および一般管理費の割合の平均値が5%以上の場合等については、調査対象者を落札者とししないこととしている。

さらに、低入札価格調査を経て契約する場合は、適正な履行の確保を図るため、原則として技術者の増員配置を求めており、当該工事の配置予定技術者等と同等の資格要件を満たす技術者で受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者を専任で1名増員配置しなければならないものとしている。

4. 業界団体との意見交換会の開催

平成22年度から、実施方針に基づき、学識経験者も交え建設関係の業界団体と意見交換会を開催し、契約制度や工事技術に関する議論を深めている。

5. おわりに

これまで、実施方針に基づきさまざまな制度の改正を行ってきた結果、過度な低価格入札には一定の歯止めをかけることができたと認識している。

今後、国をあげて復旧、復興へ取り組んでいくに当たって、都の入札契約制度においても迅速かつ的確に対応できるよう取り組んでまいりたい。